

○寒川町道路用地寄附取扱要綱

平成13年4月1日

改正 平成22年10月26日

平成29年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町内の道路法(昭和27年法律第180号)に規定する道路以外の道路用地の寄附の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 私道 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第2号から第5号までに該当する私道をいう。
- (2) 道路後退用地 道路法に規定する道路から後退した道路用地をいう。
- (3) 道路用地 私道及び道路後退用地をいう。
- (4) 占用物件 道路法第32条第1項及び道路法施行令(昭和27年政令第479号)第7条各号に掲げる工作物をいう。

(受入れの要件)

第3条 本町が寄附を受け入れることができる道路用地の要件は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 町道として認定することが適当と認められること。
- (2) 一連の道路用地の土地所有者全員が寄附について同意していること。
- (3) 道路用地は、すべて無償提供であること。
- (4) 道路用地内に交通の支障となる占用物件が生じないこと。ただし、移転が可能な場合は、この限りでない。
- (5) 道路用地とその他の土地との境界点が明確であり、関係者の境界承諾が終了し

ていること。

(6) 抵当権等が設定されていないこと。ただし、寄附者が事前に抹消できる場合は、この限りでない。

(7) 寄附しようとする者が登記名義人であること。

(8) 私道については、幅員が4メートル以上であり、かつ、次のいずれかに該当していること。

ア 起点及び終点が県道又は町道(以下「公道」という。)に接続していること。

イ 起点又は終点が公道に接続し、残りの一方が幅員4メートル以上の私道により公道に接続していること。この場合において、接続する私道の所有者など関係者から通り抜けの同意を得ていること。

ウ 公道に接続している袋路状道路であって、その延長が35メートル以上で幅員が4.5メートル以上あること。また、6メートル未満の幅員のときは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)の規定による自動車が転回できる場所が延長35メートルごとに設けられていること。ただし、別に定める基準により、寄附受け入れが相当と認めた場合は、この限りでない。

(9) 私道が公道と接続している箇所等要所において、せん除長2m以上の隅切がなされていること。

(10) 私道の排水流末が公の排水施設に接続できること。

(11) 私道については、路面が、アスファルトで舗装されており、歩行者、車両等が安全かつ円滑に通行できる状態であること。

2 道路、道路の付属物及び公共公益施設について、未整備又は町の定める基準に適合しないために、町が受け入れ後早急に整備する必要性があるものは、前項の規定にかかわらず寄附を受け入れないことができる。

3 第1項の規定にかかわらず、寒川町私道整備補助金交付要綱(平成4年4月1日施行)の規定による補助金の交付を受けて舗装工事を行った私道については、寄附を受け

入れないものとする。

(申請)

第4条 道路用地を寄附しようとする者は、道路用地寄附申請書(第1号様式)に関係書類を添えて町長に提出する。

(審査等)

第5条 町長は、前条の申請書が提出されたときは、調査及び審査を行い、寄附受入れの諾否を決定する。

2 町長は、町道と変わらない利用度や公共性があり、特に町道として必要と認められるときは、寄附を受け入れることができる。

(境界確定)

第6条 町長は、前条の審査などとともに、境界確定を行うものとする。

(決定通知)

第7条 町長は、前2条の手續完了後、道路用地寄附決定通知書(第2号様式)により申請者に通知する。

2 町長は、寄附を受け入れるにあたり、条件を付すことができる。

(登記)

第8条 道路用地の分筆、所有権移転等の登記については町が行い、その費用は町が負担する。

2 寄附者は、登記に必要な次の書類を町長に提出する。

(1) 土地所有権移転登記嘱託承諾書

(2) 印鑑登録証明書

(3) 資格証明書(横浜地方法務局湘南支局に登録されていない法人の場合)

(4) その他必要とする書類

(登記完了通知)

第9条 町長は、所有権移転登記完了後、寄附者に登記完了通知書(第3号様式)により

通知する。

(物件の除去)

第10条 受納決定後、寄附者は道路用地内に支障を生ずる物件が有る場合は、速やかに移転し、又は除去しなければならない。

(補償)

第11条 町長は、前条の規定による物件の移転又は除去にあたり、寄附者の責によらない事由と認めるときは、その損失に対して所有者の申請に基づき、補償することができる。

2 前項の申請は、物件補償申請書(第4号様式)を町長に提出しなければならない。

3 町長は、補償額を調査、積算し、物件補償決定通知書(第5号様式)により申請者に通知した後、寄附者に補償する。

4 補償額は、通常の補償積算額に100分の50以内の率を乗じた額とする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、施行の日以後に申請されたものから適用し、同日前に申請されたものについては、なお従前の例による。

附 則(平成22年10月26日)

この要綱は、平成22年10月26日から施行する。

附 則(平成29年4月1日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

第1号様式(第4条関係)

道 路 用 地 寄 附 申 請 書

年 月 日

寒 川 町 長 様

申請者 住 所

氏 名

電 話

次の道路用地を寒川町に寄附したいので、申請します。

	所在地番	地目	地積	所有者住所・氏名	印
1	寒川町			住所 氏名	
2	寒川町			住所 氏名	
3	寒川町			住所 氏名	
4	寒川町			住所 氏名	
5	寒川町			住所 氏名	
6	寒川町			住所 氏名	
7	寒川町			住所 氏名	
8	寒川町			住所 氏名	
9	寒川町			住所 氏名	
10	寒川町			住所 氏名	

第2号様式(第7条関係)

道路用地寄附決定通知書

年 月 日

様

寒川町長

年 月 日付けで申請のありました道路用地の寄附については、寒川町道路用地寄附取扱要綱第7条の規定に基づき、次のとおり決定したので通知します。

なお、寄附を受諾となった方は、次の書類を速やかに提出してください。

1 決定区分	理由 <input type="checkbox"/> 受諾する <input type="checkbox"/> 受諾しない	
2 道路用地	地 番	地 積
	寒川町 番地	m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>
3 受諾の条件	1 次の書類を提出する。 ① 土地所有権移転登記嘱託承諾書 ② 印鑑登録証明書 ③ 資格証明書(横浜地方法務局湘南支局に登録されていない法人の場合)  2 道路用地に存する物件を所有者が速やかに移転又は除去する。	

第3号様式(第9条関係)

登 記 完 了 通 知 書

年 月 日

様

寒 川 町 長

年 月 日付けで寄附申請された道路用地の所有権移転登記が完了したので、通知します。

第4号様式(第11条関係)

物 件 補 償 申 請 書

年 月 日

寒 川 町 長 様

申 請 者 住 所

氏 名

電 話

寒川町道路用地寄附取扱要綱第11条第2項の規定に基づき、寄附する道路用地内の物件移転等補償を次のとおり申請します。

- 1 物件の所在地 寒川町
  
- 2 補償物件
  
- 3 見 積 額 別添見積書のとおり

第5号様式(第11条関係)

物 件 補 償 決 定 通 知 書

年 月 日

様

寒 川 町 長

年 月 日付で申請のありました物件移転等補償については、寒川町道路用地寄附取扱要綱第11条第3項の規定に基づき、次のとおり決定したので通知します。

- 1 物件の所在地 寒川町
  
- 2 補償物件
  
- 3 補償決定額

第1号様式(第4条関係)

第2号様式(第7条関係)

第3号様式(第9条関係)

第4号様式(第11条関係)

第5号様式(第11条関係)